

岸和田高等学校 生徒心得

1 届出 願書

- (1) 学校へ
 - (ア) 入学者（転入学者を含む）は保証書、家庭環境票・誓約書を提出
 - (イ) 転・退学、休学、復学、編入学の希望は本校所定の用紙により願書を提出
 - (ウ) 住所、保護者の変更等
- (2) 学級担任へ
 - (ア) 欠席、欠課、遅刻、早退
 - (イ) 授業時間中（登校後から終礼まで）の外出
 - (ウ) 規定外の服装（ズボン、スリッパ、期間外の制服の着用など）
 - (エ) 校外で事故のあった時（補導された、金銭を強要された、交通違反で注意を受けた時などを含む）
- (3) 関係教員へ
 - (ア) 学校施設の使用
 - (イ) 校舎、校具の破損
- (4) 生活指導部へ
 - (ア) 盗難、紛失、拾得
 - (イ) クラブ、クラス以外のパンフレット、ビラの配布
 - (ウ) 自転車通学の許可申請
 - (エ) 旅行等で利用する学生割引証の発行申請
- (5) その他
 - (ア) 最終下校時刻は厳守しなければならない。止むを得ず、下校時刻以後居残る場合は、関係教員に届け出た上、その指示を受けなければならない。
 - (イ) 教室内のポスター類の掲示は当該教室の担任の許可を要する。

2 服装等

校内では指定の制服の着用のみ認める。

男子（77期生）

- (1) 制服を着用し、冬は詰襟左、夏は左胸ポケットに校章をつける。
- (2) 制服の規定
 - (ア) 冬は詰襟の学生服（標準服）で本校指定のボタンをつける。夏はカッターシャツ（長袖、半袖）か、オープンシャツ（半袖）で、色は白とする。
 - (イ) 着用期間（原則）

5月1日～ 10月末日	冬服または夏服
11月1日～ 4月末日	冬服
 - (ウ) 学生服にはカラーをつける。

女子（77 期生）

- (1) 制服を着用し、冬はブレザー、夏はブラウスの左胸ポケットに、合はベストの左胸に校章をつける。
- (2) 制服の規定
 - (ア) ブレザー、ベスト、スカート、スラックス、ブラウス（長袖、半袖）で、型については本校指定の型紙による。
 - (イ) 着用期間（原則）

5 月 1 日～ 10 月末日	冬服	合服または夏服
11 月 1 日～ 4 月末日	冬服	

夏服：長袖・半袖ブラウス、スカート、スラックス

合服：長袖・半袖ブラウス、ベスト、スカート、スラックス

冬服：ブレザー、長袖・半袖ブラウス、ベスト、スカート、スラックス

全員（78 期生以降）

本校指定の制服を着用する。

着用期間（原則）

5 月 1 日～ 10 月末日	冬服または夏服
11 月 1 日～ 4 月末日	冬服

その他

- (1) 頭髪のパーマ、染色、脱色は禁止する。
- (2) 冬季（原則 12 月～3 月）は防寒着（コート類）を着用してもよい。
- (3) 気候に応じて、本校指定のセーター・カーディガン（78 期以降はベスト・セーター）を着用してもよい。

3 校内

- (1) 自習時間は当該教室又は指示された場所で静粛に自習する。
- (2) 自転車通学を許可された場合、所定のシールを貼り、指示された場所に施錠して置く。
- (3) 屋上（東館音楽室前を含む）の使用は禁止する。
- (4) 最終下校時刻は 4 月 1 日～10 月末日 18 時、11 月 1 日～3 月末日 17 時 30 分とする。
- (5) 原則、7 時以前の登校は禁止とする。
- (6) 公共物を大切にすること。

4 校外

- (1) 未成年者の立ち入りが禁止されている場所には立ち入らない。
- (2) 交通規則を守り、安全に留意すること。
- (3) 単車通学は許可しない。また、制服着用での単車乗車も許可しない（登下校時以外も含む）。

5 情報通信機器の利用について

- (1) スマートフォンなどの情報機器の利用には細心の注意を払うこと。
- (2) 他人の個人情報（画像や動画を含む）を本人の承諾なしに SNS 等に掲載しないこと。